

令和7年度 観光地の脱炭素化推進事業 業務委託仕様書

1 委託業務の目的

地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる一方で、地域の脱炭素化に国全体として取組が進んでいる（令和3年6月に「地域脱炭素ロードマップ」を策定）。このため、地域においても、脱炭素の要素を加えた地域の未来を描き、関係者が協力して行動することで、地域が主役となって強靱な活力ある地域社会への移行を目指す必要がある。

本県においても、令和7年3月に奈良県脱炭素戦略を策定し、リーディングプロジェクトのなかに「主要観光地ゼロカーボンシティ化プロジェクト」が盛り込まれており、主要観光地をターゲットに脱炭素・水素社会推進に軸をおいた交通インフラ整備や仕組みづくり等によるゼロカーボンシティ化を検討・推進することによりモデルシティを創出する。

2 委託金額

5,000,000円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月18日（水）まで

4 委託業務の内容

令和8年に「飛鳥・藤原の宮都」として、世界遺産登録されるエリアにおいて観光地の脱炭素化に向けた取組を推進する。取組にあたっては、国の地域脱炭素ロードマップ、奈良県脱炭素戦略等に準拠した内容を実施すること。

（1）基礎調査

○地域の現状（温室効果ガス排出量等）と特性（土地活用に係る法規制等の制約、再生可能エネルギー導入におけるポテンシャル等）の調査と整理を行うこと。

○地域の自然的条件（地形、気候等）や社会的条件（人口、産業、文化、観光客の傾向等も踏まえて研究を行い、類似地域との比較等を行うこと。

（2）ワーキングチームの設置及び運営支援

○リーディングモデル地域の関係者（行政、観光協会、民間事業者等）が参画したワーキングチームの設置を行う。また、設置にあたっては、県と協議を行うこと。

○ワーキングチーム運営支援に関する業務を行うこと。また、先進地事例の地域間共有を行うこと。運営支援にあたり、会場手配や各関係者との連絡調整や会議資料の作成、会議記録の作成等を行うこと。（ワーキング会議：3回程度を想定）

（3）実証実験等の実施

○域内周遊のための実証実験（付随する調査を含む）等を提案し、実施すること。実証実験提案時には併せて二酸化炭素削減効果を算定根拠と共に示すこと。また、実証実験の内容については、ワーキングチーム等の意見も反映できるよう柔軟に対応すること。

【想定】

- ・電動シェアサイクルの面的導入
- ・EV、FCVカーによるエリア周遊促進
- ・パーク&ライド実証実験
- ・エココンテンツのモニターツアー（サイクル、ウォーク、自然体験、農家民泊等）等

(4) 脱炭素化ロードマップの作成

- 中期的目標として、少なくとも令和12（2030）年度における脱炭素化の各種対策（再生可能・省エネルギー活用、交通手段、エココンテンツ、地産地消の推進等）や対策による削減見込量・目標値の算出を行い、行政・観光協会・民間事業者等ごとに具体的な取組を示したロードマップとすること。
- 本県の実態や地域特性を十分に考慮して作成すること。
- （1）～（3）で得られた意見、数値等を考慮して作成すること。
- ロードマップで示された取組を実施するにあたり、有利な財源活用のための提案を行うこととし、県と調整の上、国への交付金等の申請書作成支援を行うこと。

5 成果物

委託業務完了時には、業務実施報告書を作成し、提出すること。なお、業務実施報告書には、以下の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容及び成果
- ・その他、委託業務の実施説明に必要と考えられる資料

6 再委託の制限

- （1）受託者は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術判断等をいうものとする。
- （2）受託者は、業務の達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）、再委託業務の内容、再委託期間及び再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。ただし、業務の主たる部分ではないもので、以下に示すもの及びこれに類するものについては、この限りではない。
 - ① 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
 - ② 印刷物のデザイン及び外注印刷の類
 - ③ 物品等の運送、保管の類
 - ④ パソコン、サーバー等のリース・レンタルの類
 - ⑤ 会議等開催の会議室、会場等の借上げの類
- （3）前項の場合において、受託者は第三者の行為について委託者に対して全ての責任を負うものとする。

7 権利関係

- （1）受託者は、委託業務により作成される成果物の著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を含む。)を全て県に無償で譲渡するものとする。
- （2）県は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、委託業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作人名で任意に公表することができるものとする。
- （3）受託者は、県の書面による事前の承認を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。
- （4）映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

8 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務により知り得た情報などを他のものに漏洩してはならない。これは、委託業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 委託業務を行うために県から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。

9 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

10 その他

- ・業務実施に際して、奈良県観光地域づくりマーケティング業務とも連携を図ること。
- ・委託業務に関わる責任者及び担当者については、委託業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- ・業務の適切な管理・運営を行うための実施体制を構築すること。
- ・業務実施について、県と毎月1回以上のミーティングを行うこと。なお、必要に応じて行政、観光協会等も交えること。
- ・業務実施に係る費用、各種データの収集に要する費用及び各種調査に要する費用は、委託費に含む。
- ・業務実施に際して、経費の配分変更等が生じた場合、県と協議の上、決定すること。
- ・受託者は必要に応じて、委託者と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。なお、詳細は打合せによる。
- ・資料作成、情報発信等において、写真・映像・音楽著作権、肖像権等の他の知的財産権を使用する場合は、必要な調整・許認可申請手続き等を行うとともに、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこと。
- ・委託業務により収入が生じた場合は、事業実施に必要な経費（事業経費）に充当する。事業経費から、収入金額を差し引いた額が、当初の契約金額を下回った場合は、その額を委託料とする。
- ・本仕様書に定める事項及び定める内容について変更の必要が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては委託業務に含まれるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。